

福祉タクシー利用券・介助券を交付します

通常の交通機関を利用することが困難な障がい者等の外出支援のため、福祉タクシー券を交付しています。

利用券

令和3年度から、助成額が利用券1枚につき500円へと変更になりました。

■対象者

- ・身体障がい者手帳1・2級をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方

■内容

タクシー乗車1回につき、利用券1枚(500円)の助成

■交付枚数

1か月につき6枚(申請日が属する月から令和4年3月分まで)

介助券

車いすやストレッチャーでタクシーに乗車する際にかかる介

助料の負担軽減のため、令和3年度から福祉タクシー介助券を交付します。

■**対象者** 利用券の対象者のうち、常時、車いすかストレッチャーを利用している方

■**内容** 介護タクシーに乗車して介護料発生1回につき利用券2枚(1,000円)までの助成

■交付枚数

1か月につき4枚(申請日が属する月から令和4年3月分まで)

共通事項

■**利用期間** 4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

■**交付開始日** 3月1日(月)

■**交付場所** 社会福祉課
※社会福祉協議会では交付しませんのでご注意ください。

■お持ちいただくもの

ご本人の印鑑、障がい者手帳
※代理申請の場合、代理人の印鑑も必要です。

■申し込み・問い合わせ先

社会福祉課
☎(32)8900 ㊟(32)8601

軽自動車の廃車の手続きは3月31日までに

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点の所有者に課税され、月割課税ではありません。

軽自動車(原動機付自転車、農耕車を含む)を所有しなくなったときは、速やかに廃車の手続きをしてください。

■手続き窓口

原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車(農耕車など) 市役所 税務課

二輪(側車付のものを含む)、二輪の小型自動車

関東運輸局 栃木運輸支局
(宇都宮市八千代1-14-8)

☎050(5540)2019

三輪、四輪(乗用・貨物、家用・営業用)、ポータレラー

軽自動車検査協会栃木事務所
(宇都宮市西川田本町1-2-37)

☎050(3816)3107

■問い合わせ先

税務課 ☎(32)8892

難病患者等福祉手当

栃木県の医療受給者証が交付されている方に対し、長期化する医療費の経済的な負担を軽減するため、年2回、難病患者等福祉手当が支給されます。

■**対象者** 指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証、一般特定疾患医療受給者証のいずれかの交付を受けている市内在住の方

■**手当の額** 月額2,500円

■持ってくるもの

- ・指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証、一般特定疾患医療受給者証のいずれか(コピーでも可)
- ・印鑑
- ・受給資格者名義の通帳(変更がある場合のみ)

■問い合わせ先 社会福祉課

☎(32)8900 ㊟(32)8601

市税等の納め忘れはありませんか？

今年度の市税等のすべての納期限が過ぎました。

納め忘れはありませんか？

納期限を過ぎて一定期間が経つと、督促状や催告書で通知します。必ずご確認ください。

納付が遅れると、督促手数料や延滞金が加算されたり、差押等の滞納処分の対象になったりします。

納税が困難なときはご相談を

次のような事情で納期限内の納付が困難なときは、納期限を延長(猶予)できる場合があります。まずはご相談ください。

- ・災害にあたり納税者の財産が盗難にあたりした
- ・納税者や家族が病気になったり負傷したりした
- ・事業を廃止・休止した
- ・事業で著しい損失を受けた

次年度からは便利な納付方法をご利用ください

口座振替

「つい、うっかり」の納付忘れを防止できるだけでなく、一度申し込みをすれば、納付に行く手間が省けて便利です。

市内の主だった金融機関の支店には申込用紙を備え付けてありますので、ご利用ください。市外での申し込みをご希望の方には用紙を郵送しますので税務課までご連絡ください。

コンビニ、PayPay、クレジットカードなら夜間・休日もOK

納期限内なら、コンビニから、あるいはスマートフォン等を利用してPayPayやクレジットカードで、時間や場所を問わず納付することができます。

■問い合わせ先

税務課 ☎(32)8893